

一九七七年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

発行人 || 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二三一ボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)33377-4649

FAX(03)3299-5367

振替 100-100-9158431 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

くもくじ

卷頭言

厚生省は得意満面、自治体は危惧
介護保険実施前の諸模様

2

資料1 京都保険医協会 (一九九九・二)

3

介護保険要介護認定一次判定コンピューターソフト等制度改善についての要望

資料2 東京都武蔵野市 (一九九九・七)

4

厚生省十一年度要介護認定基準案検証事業 (第一次判定ロジック検証)

いま、国勞に求められているもの

6

渡部 隆一

いま、国労大会を前にして――

6

自ら公連立政権はどうなる

「郵政事業の民主化」から「郵政事業の健全な発展」へ

9

――全通規約の「改正」について――

10

自然と根性と元気をもらつた旅

――フーラリと音威子府闘争団と交流 (二)――

11

上野 建一

大木 次男

苦しさにも笑い、展望失わぬ力強さ

――フーラリと音威子府闘争団と交流 (二)――

12

大嶋 甲三

ブレークの機能が失われている

13

木村 哲藏

◇投稿◇ 読者からのおたより

14

15

冊子「輝かせいのちーいのちと人権を考える」のすすめ

16

刊 社会通信

NO. 745

一九九九年九月一日号

一九九九年九月一日発行
(毎月一日・二日・二二日三回発行)

厚生省は得意満面、自治体は危惧

——介護保険実施前の諸様——

策定委員会に傍聴の道 本誌七四一号（七月十一日）が、東京都武藏野市の介護保険事業計画策定委員会の傍聴と審議の模様を取り上げたことにたいし、読者からいくつかの感想をいただいた。非公開のところが意外と多く、開催が一回のみのところもある。配付資料等、決まるまで門外不出を策定委員に約束させたところもあった。

私の実家のある茨城県土浦市も、非公開であつたが、「東京では公開が当たり前。公募委員が三から一〇名も、発言活発なのに…」と繰り返し市に訴え、三月末の第二回委員会には、男性二名が直接交渉。開催される寸前の委員会にはかられ、傍聴可を切り開いた。

また、委員長が、特養ホームと地元新聞社主催、市後援の福祉シンポジウム（参加者三〇〇名）の席上、「土浦市の介護保険事業計画の策定委員会も傍聴が可能となりました。意見を出していただき、よりよいものを作っていきましょう」と呼び掛け下さったこともあって七月二九日の第三回委員会は傍聴者二三名。八月三一日には委員長呼びかけによる委員と傍聴者との意見交換会をも予定されるなど活氣づいている。しかし、議題と資料、討議には大きな開きがあり黙つていられない。

深まるばかりの矛盾 東京中野区の場合は、保険福祉審議会の審議に付され、介護保険事業計画と関連施策のあり方について部会を設け、二年間、一回二時間、二十数回の審議を重ねている。したがつて、基本理念、高齢者の現状分析、利用状況、現在のサービスに対する評価・問題点、各年度ごとのサービス見込み算出方法、サービス確保のための方策、保険福祉事業の現状とあり方、利用者の権利擁護のあり方等細かな資料のもとに丁寧な審議となつた。傍聴も自由で制限なく、「傍聴者もご意見を！」と武藏野市と同様の記入用紙が配布される。それでも、「ヘルパーやその他労働現場の実態、介護の質の問題など、重要な事項が審議されることなく中間報告とりまとめの時期が来てしまつた。国の仕組みを理解するのに多くの時間を要してしまつた」と部会長が説明。中野区では今後、各地区での区民との意見交換会を行い、さらに議論を深め、最終答申を出したいといつてはいる。土浦市は、高齢者と施設利用者の実態調査の数字を紹介し、第1号被保険者の保険料を試算。「国と県の方針で」と計算過程で介護療養型病床を、いきなり二百床増やした。大激論となつたが金額と数字のやりとりで時間切れとなつてしまつた。

厚生省は去る三月二九日の合同部会で、介護保険施設全体の利用者総数を「目標年度における六五歳以上人口のおおむね三・四%」とし、介護老人福祉施設四〇%、介護老人保健施設三五%，介護療養型医療施設二五%程度で、「おおむね8対7対5」の比率とする、という必要量推計の標準原案を示した。厚生省は法律で決めたのではないので拘束力はないとしているが、渋谷区でもそつが市區町村の多くが「特養・老健は横引き。高齢者人口増加に伴うは分は療養型が吸収」との方針だ。これは、事实上「社会的入院」を追認するものであり、財政的にも介護保険の導入で、介護費用分を単に医療保険から介護保険に移し変えたにすぎない。同じことを繰り返しながら、矛盾はどんどん深まるばかりだ。始められるか、十月からの要介護認定調査・審査 なに一つ解決されないまま、一ヶ月余

で要介護認定調査・審査がはじまろうとしてる。厚生省は去る七月二九日、都道府県要介護認定担当者会議を開いた。各市区町村は事前に要介護認定についてのさまざまなかたちで厚生省に質問書をだしている。その数五百を超えたという。これは、いかにわかりにくいか、また困っているかのあらわれと思われるが、厚生省は「いかに関心が高いかの反映」と得意満面だということだ。

京都府保険医協会は準備が整わないまま、かなりの問題を抱えたまま、本番突入することを危惧し、認定審査にたずさわる者として、問題となつた具体例をていねいに紹介し十三の要望事項を厚生省にあげている（資料1）。

また、四月一六日京都府保険医協会らにたいし厚生省は、「介護保険では自立の定義はなく、あえて言えば要支援・要介護でないことが自立」と説明。「認定審査における審査会の位置づけについては、最終的な権限は認定審査会にある」とし、「一次判定と二次判定の位置づけに若干誤解があつたと考える。一次判定はあくまでも、保健・医療・福祉の学識経験者が行う認定審査会が行う審査の原案である」とした。「コンピューターソフトの公開については、四月五日の審議会で公開したが、施設入所者のみに基づいた調査から作りだしたものであり限界がある。在宅サービスの供給量が少なく、在宅での介護技術や方法論が確立していない現時点では、在宅介護の要介護認定基準作成はむずかしい。中長期的には改善していきたい」と述べたといふ。

武藏野市は三月～七月までの間四回にわたつて、一次判定ソフトを改修のための検証事業に参加し、その状況を報告している（資料2）。一次判定ソフトはまだ曖昧で疑問が多く未完成。厚生省は「これでスタート。走りながらなお改修を行つていく」という。こうした状況を見るとき、公平で納得のいく基準に基づいた認定システムにはほど遠い。策定委員会が討議する内容もほとんどが財政論議で、その責任を「国」に一字足して「国民」に押しつけ、しかも低所得者の切り捨てに容赦ない。また、利用する側と提供する側の現場の問題も取り上げていない。寝たきりを作り出している日本の医療と介護などを放置し、高齢者を施設から在宅へと家庭に戻し、さらにサービスの質も量も低下させていく。このままスタートさせればあらゆるところでパニックとなる。いま私たちは、現場で感じる不安や疑問、納得できないことを一つ一つ率直に聞いただし、一人ひとりにとつて、生命や安全、快適な生活、財産の保全、基本的人権の実現のためにはどうあるべきか、どんなしくみをつくるべきか、行政と私たち住民の意識改革はどうあるべきか、みんなで真剣に考え、知恵を出し合つてやり直しを要求していくことが求められていると思う。（K）

資料1 京都保険医協会（一九九九・一）

介護保険要介護認定一次判定コンピューターソフト等制度改善についての要望

調査方法・項目等についての要望

- 1、調査は、医療系・福祉系の調査員各一名（合計二名）が組む実施体制にすればより充実する。
- 2、調査項目に、尿便失禁、言語障害の項目を追加されたい。
- 3、麻痺に関して、医師の意見書と調査員の調査にしばしば「ずれ」が認められる。調査における麻痺の定義を明確にされたい。
- 4、褥そそうはその程度によつて介護度はかなり異なる。したがつて、褥そそうに閲しては程度を記入する方式にされたい。

5、「火の不始末」「徘徊」等の項目が施設では問題にならないが、在宅では大きな問題となる。施設と在宅とでは別個の評価方法を考えたい。

一次判定について

- 1、厳しい判定であるとしても、公平な一定の基準が必要である。認定者も利用者も納得のいく基準を開示していただきたい。今回の判定は腑（ふ）に落ちない例が多くつた。
- 2、「自立」の定義を明確に示していただきたい。今回の調査対象者は何らかの福祉サービスを受け（すなわち支援を受け）、からうじて日常生活を維持しているひとたちである。一人で日常生活ができるというのが本来の意味での「自立」だと思うが、今回の厚生省の基準では本来の意味からかなりの距離がある。利用者側に説明するためにも厚生省の基準では「自立」とはどのような状態までを含むのか明確にしていただきたい。
- 3、「要支援」の範囲の拡大を要望する。すなわち要介護状態区分について、「要支援」は間接生活介助および機能訓練関連行為に必要と認められる一日当たりの時間が五分以上と定義されているが、〇分以上とされたい。

審査会の位置づけとその役割について

- 1、審査会を縛つている変更不適当事例の根拠が示されていない。なぜだめなのか説明できない。
- 2、今回のモデル事業では認定審査会が調査票のチェック機関でしかない。
- 3、コンピューター判定では、ある程度の誤差等が生じることははあるという。それならばそれを訂正し二次判定で介護度を変更する権限が認定審査会に認められるべきである。
- 4、一九九八年度モデル事業で厚生省の示している要介護状態区分の状態像ではイメージを立ち上げることが非常に困難である。具体的な状態区分を示していただきたい。
- 5、要介護状態区分変更等事例集は審査の指針として作成されたが、今後は撤廃し、一次判定の区分変更は審査会に権限をもたらせるべきである。

資料2 東京都武藏野市

厚生省十一年度要介護認定基準案検証事業（第一次判定ロジック検証）

① 検証期間と内容（平成十一年三月十六日～十九日）

- ・一〇年度モデル事業において二次判定で変更がなかつた四八例を新しい要介護認定基準案によつて示された要介護状態区分別の「状態像の例」に照らして適当かを検証。
- ・一〇年度のモデル事業で一判定に疑義があるとされた五一例は、新しいソフトウェアを用いて適切に判定されているか検証。

（武藏野市からの意見）

- ・同じ要介護度で、バラツキがあり過ぎる。
- ・厚生省が例示した「要介護状態像の例」そのものに明らかに疑義がある。
- ・同じ要介護度の「状態像の例」で「痴呆の問題行動がある事例」と「問題行動のない事例」を比較すると、相対的に「問題行動のある事例」の方が要介護度が重いと感じられ、同じ要介護度のままでよいのか疑問。
- ・「要支援」と「要介護1」の状態像に差があり過ぎる。
- ・「要介護4」と「要介護5」の差がわかりにくい。
- ・一次判定ソフトに多少の改善は認められるが、介護の現場にあつたものとは言い難い。施設のデータを基礎にしているため、在宅における実際の要介護者の状態像との格差が顕著に見られる。
- ・一次判定の結果は、あくまで二次判定の参考程度に扱い、委員の専門的な見地・見識からの判断により、要介護度を判定し、ケアプランの作成につながるような意見をまとめるべきである。
- ・一〇年度モデル事業の際、武藏野市が作成した「要介護状態区分の早見表」のようなものを基準として作成し、要介護基準の単純・明快化に努めてほしい。

② 検証期間と内容（十一年四月十三～十六日）

- ・一〇年度モデル事業において二次判定で変更のなかつた四八例について、今回新しく送られた

「状態像の例」に照らして適當かを検証。

- ・一〇年度のモデル事業で一次判定に疑義があるとされた五二例は、新しいソフトウエアを用いて適切に判定されているかを新しく判定した事例から検証。

(武藏野市からの意見)

- ・同じ要介護度内の状態像のバラツキが解消されていない。

- ・「要介護4」と「要介護5」の差が前回以上に不明確になっている。

・数似した例を探そうとすればするほど判断に迷う。状態像の例に引きずられる審議となり、本来議論すべき「介護の実態に応じた認定」のための時間を奪うことになりかねない。

・「中間評価項目」の導入によつて、群毎に細切れの項目で採点し、その合計により状態像区分を行うことによって、本来関連する調査項目の関連性から浮かび上がるはずの状態像があいまいなものになつてゐる。

・在宅の高齢者か施設入所中か、同居の家族がいるか、エレベーターのない高層住宅か一階に居住しているのかなど、「その置かれている環境」を的確に反映できる判定方法にすべきである。

(3)検証期間と内容（十一年六月一～八日）

・「状態像の例」について、個々の事例の調査項目内に矛盾がないか、同じ要介護度内の事例に介護の手間が大きく異なるものはないかを検証。

・「状態像の例」に基づき参考資料として作成された「要介護度別・中間評価項目群別の調査所見の状況」（別紙1）（略）についての意見を提出。

(武藏野市がらの意見)

・「問題行動のある事例」は同一要介護度内でも「問題行動のない事例」に比べて軽く評価されている。

・「状態像の例」に疑似したケースの選定による判定は、一〇年度モデル事業に比べ、「主治医意見書」や調査員による「特記事項」の位置付けが不明確になり、それらの役割と意味が相対的に軽く扱われる心配があり、審査会委員の専門的な見地・見識からの判断を軽視・抑制することにつながる危険性がある。

・一次判定ロジックが、施設におけるデータを基本とした「樹形モデル」をベースにする限り、これをいくら改善・改良しても、統計処理上の問題であつて、国民誰もが理解できる根本的な改善とはならない。

・「調査所見の状況」については、もう少し表現方法や視覚的に工夫が必要。

(4)検証期間と内容（十一年七月七～十六日）

・一次判定用ソフトウェア（七月検証用）が配布され、一〇年度モデル事業で対象となつた一〇〇件の調査結果の判定を行ふ。この一次判定結果をマスキングし、検証対象を「状態像の例」のなかで、最も類似している事例を選定してから判定結果と比較し検証。

(武藏野市がらの意見)

・「認定ソフト」で指摘されていた「調査結果が一次判定結果に強く影響したり十分反映されない場合がある。」という課題は改善されていない。

・一〇年度モデル事業のソフトに比べて、痴呆の問題行動があるケースが軽く判定されている。特に「身体状況がある程度しつかりした痴呆」は八事例も一〇年度に比べて1～2ランク軽く評価されている。

・施設入所者については、調査項目の判断基準が「現状評価」のため、身の回りの世話等に関連する項目がほとんど「一部介助」か「全介助」となつてしまふ。逆に在宅の場合、日常生活の必要性から行為に時間がかかるとしても「できる」になつてしまい、相対的に施設入所者より軽く判定されてしまう。

・コンピューターにより一次判定の限界を踏まえるならば、一次判定と二次判定の位置付けを明確化し、二次判定重視の方向を示すべきである。

・「状態像の例」から類似ケースを見つけて判定する方法こそコンピューターで行うべきであり、保健・福祉・医療の専門家である審査会委員は、それらをふまえた総合的観点から普段の状態像を浮かび上がらせるよう審査・判定を行わないと無意味である。

いま、国労に求められているもの

—国労大会を前にして—

…突然、隊列の先導が「枝道に入ろう」と言い出した。「本道を進むべきだ」という声が圧倒的に多かったが、先導はそれにはかまわず、「この峠（改革法承認）さえ越えればゴールが見えてくる」「ダメだったらまた戻ればいい」と言つて強引に枝道へ分け入つて峠を越えた。ところが、百戦錬磨の狡猾な「追い剥ぎ」が待ち受けていて、色々と難クセをつけた上に「念書を書かなければここを通さない」と脅した。毅然たる態度を示し、それを拒否すればよかつたのだが、いつたん、弱みを見せたために相手はさらにつけ上がり、肌身離さず大切にしてきたものまで「こっちへ渡せ」と迫つてゐる（運輸省案）…。これが、いま国労のおかれている状況である。ここで降参してしまうのか、それとも、隊列を整えて反撃にうつて出るのか。第六五回国労大会は、階級的労働運動の存亡をかけた重要な大会である。

「臨大開催＝改革法承認」以降、なにが明らかになつたか！

国労が「改革法承認」を機関決定すれば、自民党が解決に向けて動くはずだつた。ところが、自民党は「解決に向けた動き」をみせたのではなく、第一ハードル（改革法承認）をクリアした努力＝妥協を無にしたくないという国労本部の焦りに乗じて「国労解体」へ動いた。第二（念書）、第三（運輸省案）のハードルを突きつけ揺さぶるだけ揺さぶり、時間をかせぎ、国労を丸裸にしようという攻撃である。

駒を前に進めようといふ姿勢がまったくない。国労が提出した『六・一〇解決案要求』を門前払いした、こうした態度から明らかなる通り、自民党・政府には解決への意志などはじめからなかつたのである。あるとしても、「人道上」からの雀の涙ほどの救済措置しか考えてはいない。相手側の「解決」とは、国労を全面屈伏させたうえでの「ゼロ回答」といふ幕引きであることがハッキリした。

ここまできたら（ここまで舐められたら）、国労のとるべき態度はおのずと決まつてくれる。相手側が出してきた条件に「誠意と妥協」を示せば解決に近づくといつた願望をキツパリと捨てるべきである。相手は、社会党・総評を解体してきた巨大な国家権力であり、いまだ、その構えを崩してはいけないのである。

国鉄分割・民営化をめぐる熾烈な攻防を思い起こしながら、修善寺大会の決意にたち帰つて闘いを再構築するしかない。ゼロからの出直しではないし、展望はある。臨時大会以降の攻防から相手側のイヤがつてゐること（弱点）も見えてきた。株主総会での国労の態度（宣伝・暴露）に嫌悪感を示し、国会前の座り込み（大衆行動）にクレームをつけ、訴訟（不当労働行為の責任追及）の取り下げを執拗に迫つてきてる。十三年たつても闘争団は自滅しないし、多くの勤労国民が国鉄闘争に連帯していることも気に入らないだろう。相手のイヤがることを徹底して攻めつづけていくことによつて、かならず活路を見出だせるはずである。

第六五回全国大会に望むこと

《提言1》まず、臨大以降の経過について国労本部が自己批判すべき！

『補強方針』の提案以来 現場組合員は「国労がどうなつていいのか」という不安を抱いてきたが、臨時大会以降の経過のなかでさらに疑問や不信感が拡がっている。その中心は、自・自両党に提出した公印付念書である。今大会の第一の任務は、こうした組合員の疑問や不信感を取り除くことにある。

そのためには、臨時大会以降の経過について本部は曖昧な報告をすることなく、自民党などに提出した念書の内容に機関決定を逸脱した部分（『補強方針』第2項以下の復活など）があつたこと、民主的な機関運営に欠けていたことを認め、自らが自己批判すべきである。同時に、「この念書によつて、今後の国労運動が縛られないことはない」との態度表明をおこなうことである。

《提言2》高橋委員長の特別発言で「現状認識」の一一致をはかるべき！

反撃体制をつくるためには、内部のモヤモヤを一掃して敵に向かつて総團結すること、さらに、敵と味方の攻防がどうなつてているのか、正しい現状認識を全体化することが求められる。

この大会では、高橋委員長が特別発言にたち「本部の判断が甘かつた」「四者会談で確認した通りにはコトが進んでいない」ことを表明し、敵の策動のなかで政治解決が暗礁に乗り上げている現状認識を全体で一致させる必要がある。メンツにこだわつたり、根拠のない期待感を組合員に抱かせる場面ではない。その上で、国労のおかれた困難な状況を打破するためにどうするのか、なにができるのか。総團結・総反撃を呼びかけて大会討論を深めることが重要である。

《提言3》運輸省（案）は、大会の名をもつてキッパリと拒否すべき！

JR各社に法的責任がないことを認め、不採用問題としてではなく「人道的」観点からの解決策として話し合う。それをまず了解することが前提条件だ、と運輸省は言つている。これはかなり高飛車な言い方で、話し合いに入る前に国労に対して「全面解決要求の放棄＝無条件降伏」を求めているに等しい。

「人道上の救済であつても採用されればいいじゃないか」という機関役員の声もあるが、不当労働行為の責任を「不問」にした上でこの大失業時代に「人道上」からの解決を求めたところで結果は目にみえている。だまし討ちに合い、ひとりも採用されなかつた全通本部の苦い轍を踏むことになる。「人道上の解決など望んでいない」「泣き寝入りせず悔いの残らない闘いをしたい」という闘争団・家族の想いと決意を尊重し、国労の基本路線を堅持すべきである。

同時に、不当労働行為責任を免罪することは、不採用事件だけではなく、国労所属を理由に不当な配転・配属を受けた仲間の「謝罪させ、元職に戻る」闘いまで放棄することを意味する。

したがつて、「改革法を承認しても国労の路線や方針を変えるものではない」とのこれまでの確認を踏襲し、今大会の名をもつて運輸省（案）はキッパリ拒否すべきである。

《提言4》「六・一〇解決要求」を高く掲げ、闘いの前面に押しだすべき！

ところで、相手側の要求（条件）にばかり振り回された展開になつてゐるが、肝心な六月一〇日に国労本部が提出した「解決要求」は、政府が受け取りを拒否し、社民党預かりになつてゐるという。要求書を拒否した政府の傲慢な対応に、抗議もせず、アキラメている社民党や国労本部の態度こそ問題である。

こちらの要求を受理しないなら、その後出された運輸省（案）に対して国労はソッポを向いていればよかつた。ところが、これに反応して「六・一六国労の考え方」を示したことから「解決要求」はますます宙に浮いた格好になつてゐる。要求が明確になつてこそ、闘いに集中できるし、世論を盛り上げることができる。相手の動向に左右されることなく、国労として、この「解決要求」を高く掲げ、公然化し、闘いの前面に押し出すことが急務である。

また、当事者である闘争団の意志が尊重されるよう闘争団を交渉に加えるべきである。

《提言5》 東京高裁の逆転勝利に向け、全力をあげるべき！

相手側から執拗に「訴訟の取り下げ」を持ちかけられ、国労本部があいまいな言動をしていることもあつて東京高裁の取り組みは、やや後退している。

この裁判は、いまや国労だけの闘いではなく、多くの法学者が五・二八判決に疑問を投げかけはじめており、多くの労働者・労働組合が労働委員会制度に危機感を抱いているなど闘いの戦線が拡がる条件を持つてゐる。「中労委に對して訴訟の取り下げを要請する」という国労本部の「考え方」は、こうした流れに逆行したものであり、国労のご都合主義とも受けとられかねない。「JRの法的責任を不問にするなどありえない」という姿勢を明確にし、有利な反撃の条件をさらに拡大しながらこの裁判闘争に全力を傾注する決意を大会のなかで固めなければならない。

《提言6》 敵のアキレス腱を大衆行動で攻めつづけよう！

先述した通り、敵は宣伝行動や座り込み行動など大衆行動に嫌悪感を示し、「改革法を承認しても意識が変わつていらない」とクレームをつけてきている。国鉄闘争の拡がりに危機感を抱いているあらわれである。

戦争に勝つためには、敵の弱点をついて攻める。当たり前の戦術である。相手を交渉の席につかせ「要求を聞くしかない」となるよう追い込むこと、勝負はそこにかかる。具体的には、大衆行動を背景とした次の取り組みを強化する。

- ①職場における点検摘発行動、ニュースを活用した宣伝・暴露
- ②駅頭などのチラシ配布、JR前や国会周辺の座り込み行動
- ③議員要請行動や地方自治体における決議の採択、共闘の拡大など
- ④反首切り統一闘争と結合して、国労が先頭になつて闘う

《提言7》 支援共闘との関係を丁寧に追求すべき！

永きにわたつて共に闘つてきた労働組合や支援団体から「国労はどうなつてゐるんか」という声が出され、カンパなどの集約状況も悪くなつてゐるといふ。「補強方針」の提案以来、国労の路線と闘いが見えにくくなり、それをフォローすべきオルグ活動がおろそかになつてゐるため疑問や不信を与えてゐると思われる。

この大会では、まず、自らの闘いとして国鉄闘争を闘つてゐる多くの支援共闘の仲間の期待を裏切らない闘う方針を確立することが求められている。そして、大会終了後、国労

本部が先頭にたち、機関が一体となつて支援共闘に足を運び、全国大会報告と解決闘争の経過税明などをおこない、信頼回復と共闘強化に向けた取り組みをする必要がある。支援共闘の力があつてこそ、ここまで闘つてこれたということを肝に銘じよう。

同時に、自・自・公による「やりたい放題」のいまの政治反動をみたとき、大政翼賛政治への道を許さないために、国労が階級的労働運動を堅持し、国鉄闘争を基軸に結集した労働者・労働国民と共に平和と民主主義を守る闘いを再生・強化しなければならない。

(国労東京・渡部 隆二)

自自公連立政権はどうなる

「反動時代の深化」われわれを取りまく今日の情勢は、新自由主義による反動の時代に深々と突入していることを示している。二百七日続いた通常国会は反動の本格的な様相を露呈している。重要法案が自・自・公政治勢力の数の力で軒並み成立した。

☆周辺事態法（国家統制による戦争準備）

☆改正国会法（憲法改悪をめざす「憲法調査会」の設置）

☆国旗・国歌法（国家主義教育の旗印として）

☆通信傍受法（盗聴を合法化し、警察国家化へ）

さらに個人のプライバシー権を踏みにじるものとして「住民基本台帳法の改正」が強行されている。いわゆる国民総背番号制といわれるものであつて、コンピューターによる情報管理（当面は恩給や年金支給など九二事務だという）を行う。やがて国家・政府・自治体権力による個人情報の一元的管理へと進み、個人情報流出を生み出す（技術的に保護しうる方策なし）ことになる。

「産業再生法」の成立は、巨大な独占的企業の強化発展を助長するもので、①大企業の負担軽減と競争力の強化。設備の廃棄への減税と不用土地の買い上げなどで国と自治体が援助する。②企業の再編と事業の再構築を促す。分社化も。國のもつ研究成果（特許権）を民間に与える。③リストラ・解雇の促進。④金融支援。まさに財界と保守政治勢力にとってはやりたいほうだい、である。自民党、自由党、公明党三党による連立政権は、九月下旬の自民党総裁選後に発足することになったが、本来は自自公三党連立後に行うべき諸々の重要な法案を前倒しにしてすでに成立したといえる。自自公連立前後に彼等が取り組むものは、①国會議席の定数削減。②総選挙における選挙協力。③来年度予算の編成が主なものになろう。

「自自公連立政権」それではこの三つの課題が三党協議で一致し、自自公連立政権が成立するだろうかと問われれば、最終的には自由党も公明党も政権欲が特に強いからまとまるであろうが、かなり対立・紛糾するのではないか。各党は近く総選挙を迎えることになる。この選挙での協力は自民党と公明党（学会）との関係は成功することになるだろうが、自由党との関係はかなりギクシャクすることになる。公明党と自由党の関係も悪化している。したがつて総選挙の結果は自民、公明が少しづつ伸びて、自由党が大きく後退する可能性が強い。自由党は敗れた場合は、自由党に吸収合併が考えられる。それだけに小沢一郎党首は、定数問題と選挙協力には妥協できないはずである。

その反面小沢自由党の強みは、反動時代をリードする新自由主義理念に固まつており、財界主流とマスコミの主流である右翼に支持されていることである。加えて自民党内も右翼化を阻止するリベラル派が弱くなっている。

自自公連立政権の問題点は、次の諸点にあるのではないか。

一、補正予算の実行もあって財政赤字が大きくなり過ぎて来年度は三党のそれぞれの支持層の要求に答えられない。三党の政策もバラバラである。そこで消費税率の引き上げ論が浮上してくるが選挙を前にしてまとまらない。三党連立の矛盾が強まる。

二、景気は悪くなることはあっても（アメリカ経済との関連で）、これ以上よくなはない。一層のリストラ（設備廃棄、倒産によつて）は失業者の増大をもたらす（完全失業率は七%台も想定される）。

三、自自公連立政権の成立は、自民党内の「良質な保守リベラル勢力が力を失」い、農民、中小企業、大企業管理職層さらに反創価学会の宗教団体など旧来の支持層を失うことが考えられる。

四、自民、自由両党の右翼分子が結合して改憲問題や中国、朝鮮問題などで暴走する可能性もある。自自公内の派閥対立も激化しよう。

五、部分的ではあっても「反失業、仕事よこせ」の大衆的運動と結合した護憲の政治政力の前進があつて、反自自公の勢力も拡大する。

（上野 建二）

「郵政事業の民主化」から「郵政事業の健全な発展」へ

—全通規約の「改正」について—

今回のボクの投稿記事は、ぜんぜん面白くないものになると思う。なぜ面白くないかと
いうと、全通規約改正について書くからだ。

なぜ面白くもないことを書くかというと、それなりにじっくりと規約改正案を読んで、面白くない思いをしたボクとしては、ボクだけ面白くない思いをしたのでは面白くないの
で、皆にもこの面白くない思いを味わつてもらわなければ、何か自分だけとても損をした
気分になつてしまつたからなのだ。

昨年六月、高裁判決がでて全通本部が「組合員資格剥奪は違法・無効」と大敗北をした後、ちよいと思うことがあつて、十年以上前の全通規約と現行の規約とを見比べたことがあつた。「全通綱領」がなくなつたり「再登録」の弾圧条項が新設されていたりは周知のことだつたが、その他様々な改悪が施されていた。昔の規約でも非民主的な部分が少なからずあつたのに、それを更に改悪できるなんて、さすが組合官僚は「プロ」なんだなあと感心したものだ。

しかし、今回はそうはいかない。良識なんてクソ食らえ。ボクは、昨年と今年と二回も面白くない読み物に、労力と時間を使わされたのだ。しかも、悔しいことに、昔の規約との読み比べなんていうご苦労さんなことは、おそらく全通本部の役員だつてやつたことはない、そしてたぶん日本広しといえどただただボク一人だけが経験した、面白くないことだと思う。人間、ストレスを貯めてはいけない。ここまでまた、良識を働かせて書くのを思
い止まつてしまつたら、病氣で寝込んでしまうのではないだろうか。

とは言え、改悪規約の指弾したい箇所を列記したら何ページあつても足りないだろうし、考えてみたら、面白くないものを読むよりも、面白くないものを書くほうが、もつと面白くない作業であった。でも、ここまで述べてしまつた以上、「やっぱり書くのはやめた」と言うわけにもいかないので、大雑把にだけ触ることにする。

①「組合の目的」が、「郵政事業の民主化」から「郵政事業の健全な発展」となる等、非民主的な郵政の談合官僚と同じ「目的」を目指すことになった。②免職者の組合員資格を奪える条項を新設した（ただし最高裁決定で勝利した原告四人には、さかのぼつて適用できない）というのが、法的常識）。③「組合員の権利」では、「役員の言動を批判する」「書類の閲覧」「制裁に対して上級機関に提訴し弁護する」「役員の解任を求める」権利が一括削除された。④現行「下部組織が自主的に規約を設けたときは本部に届け出る」に、「本部はその訂正を指示することができ、下部組織はこの指示に従わなければならぬ」が付け加えられた等々。

これらは目立つ改悪点だが、目立たない点でも組合官僚の細やかな気遣いがなされている。たとえば、現行「組合員が」の場合には制裁される」が「一組合員が」の場合には制裁する」と、主語が、つまり組合の主人公が、組合員から上部機関へと変えられた。また、「全通共済生協」や「財団法人全通福祉センター」の項は削除。経営危機にあえぐ天下り先についてホツカムリができ、赤字の皺寄せは組合員に及ぶ。他にも、免職者弾圧に活用するため改悪したと思われる点もあるが、もしかしたらアッパラパーで本部が気付いていないのを、わざわざ教えてあげる必要もないでの、ここには書かない。

とにかく一言で言つて、本部はヒトラーの権限を手にしたのだ。独裁者。二〇〇一年二ユーユニオン結成へ向けての良心的組合員の排除など、何でもやりたい放題。

七月七日から九日の第五三回全通琵琶湖大会では、この規約改悪案が「賛成三三三、反対六四、無効一」で承認された（合理化協力自白押しの運動方針案もほぼ同数。例年ない反対票の低率だ：もつとも、東京選挙区での免職者ら反対派立候補者への不正等の代議員選挙だったが）。

さらに、昨年一二月最高裁決定を受けての、四・二八大会会場前一二〇人集会などがなされていたにもかかわらず、誰一人、本部の免職者追放・規約逸脱・全組合員への虚・謝罪拒否等を問題にする発言をしなかつた。今の全通のあるがままの姿を正確に現した、全通大会だったのだろう。

自然と根性と元気をもらつた旅

— フラリと音威子府闘争団と交流 (二) —

私達は分会の有志で、約十年位前から「社会通信」の滝野さんを囲んで少人数の学習会を月一回のペースで続けています。その滝野さんから、たまには任務を離れて充電することも必要だよ、北海道の闘争団を訪ね「交流半分、遊び半分」の旅に行かないか、と誘いを受けました。約半年にわたる電車支部への「二六六名人減らし合理化」の闘いも、六月十五日に一定の決着（約五十%の導入）をみたこともあり、友人の大嶋さんと喜んで参加

することになりました。

六月二十五日に羽田を出発、国労旭川地本表敬訪問、昼食交流、列車で音威子府へ。音威子府闘争団訪問交流、ようかん・木工工場見学、天塩川温泉到着。闘争団等とのバーベキュー交流、二十六日は終日釣り、闘争団・家族との夕食交流後二泊目、二十七日は車で旭川に移動、新社会党労働委員会の学習会参加、道本部大会傍聴、雪の美術館見学、とかなり変化に富んでいるが余裕もあり楽しめた旅でした。

この旅の中で、①滝野さん、目黒区職労の上野さん、調布市職労の横川さん、大嶋・大木の参加者五名の交流（職場の実態、役員としての悩み、運動への展望など）が、ログハウスでの夜更けまでの意見交換等で深められ、いろいろな闘いを横につなげ闘い続けるしかないことを確認できた。

②日本一人口の少ない音威子府村（一二五〇人、内闘争団と家族で一五四名）と厳しい気候（昨冬の一日最高積雪量八六センチ、三日連続で一六二センチ、年間累計積雪二〇メートル、最低気温マイナス三〇度）という厳しい環境の中で、人と人との温かいつながりにより十三年間も闘い続けていること、団員や奥さん・子供達との交流の中で、厳しい寒さにより育まれた人々のやさしさ、人間として当たり前の強烈な主張に触れ、国鉄闘争は支援などという生やさしいものではなく、私達ひとり一人の闘いであり、まやかしの人道的解決よりも、「国家的不当労働行為」への責任を取らせることが解決の基本であることが確信でき、しかも肌で感じられた。

③道北の山海の幸を、バーベキュー交流や二日目の集会所での家族も含めた約五〇名もの心のこもった手作りのジンギスカン交流など、量と質で充分堪能できた。また、渓流釣りの中で熊にこそ逢わなかつたが、エゾシカ、キタキツネ、野鳥など北海道の自然を満喫でき、日頃のストレスを解消できること。とにかく食べ物も空気もうまかった。

④解雇された闘争団が四十八名全員の生活を維持するためには、雪深い過疎の地元では仕事がない、本州へのアルバイトが余儀なくされる状況の中で、自活を目的とした木工・ようかん・味噌の事業体（生産手段と生産物）を作り、地域や支援の仲間と連携しながら生活の安定化をめざし努力していること。

⑤北海道で、同じような闘いを実践している仲間に多く逢えたこと。とくに旭川地本川端委員長の「NHKの朝ドラのすずらんや映画の鉄道員はこの地域がモデルとなっているが、余りにも美化し過ぎている。一種の目くらましではないか。苫小牧東開発の広大な失敗地に沖縄から米軍の演習地を移転する話もあるが、帰るのが基本だ。また、民間機に自衛隊員が迷彩服を着用し集団で乗り北海道に集結している。キナ臭い軍国化に我々が歯止めをかけなければ」という決意に同感したこと。さらに、旭川地本で元国労本部書記で船橋市に住み共に運動した「菅原女史」に久しぶりに逢い、元気に活動を続けておられることに心強く感じ握手したこと。初日のバーベキュー交流の中で、全国オルグとして船橋に配置されている時に市川市の県議選を手伝った今野さんから「京成の仲間と一緒に運動した、酒も飲んだ」という話を聞き、うれしくなりました。

なお、「すずらん」の解釈については、今だに本拠地の千葉で結論が出ないまま、毎夜の酒場談義の材料となつていて、当分続くことだと思います。

以上の成果があつた有意義な楽しい旅でした。帰途の中で全員が「社会通信」に投稿し

ようと約束をしたこともあり合わせてお読みいただきたいと思います。

最後に、お世話になり再会を約束した皆様、川端委員長、菅原さん、鈴木団長、団員の皆様、元気な奥さん方、役場の宗原さん。特にガイド役・釣りの師匠・運転士役を三日間にわたり務めていただいた「小西さん」と仲間の皆さんに、誌上をかり厚く御礼を申し上げ、共に闘うことと誓い終わりと致します。（私鉄京成労組電車支部書記長・大木 次男）

苦しさにも笑い、展望失わぬ力強さ

— フラリと音威子府闘争団と交流 (二) —

六月二五日、私にとつて初めて初めの北海道への旅立ち、滝野さんから交流をかねてぶらつと行つてみないかとさそわれ、さっそくOKした。私の先輩、大木さんも活動分野の多い人、北海道の空氣を吸いたくなつたのか同調してくれた。

前の晩、なぜかこの旅行にぶつぶつ云われたのが女房である。いつも出かけるのはお父さんばかり、家族つてなんなのと…。二日間、家を空ける事もあり、思いきつて五千円を渡す事にする。

羽田空港に大木さんと到着、すでに滝野さん、横川さんが待つていた。あと一人、上野義昭さんがいない。滝野さんに連絡してもらい八時五五分旭川へ飛び立つ。飛行機はこれで三回目、今だに鉄のかたまりが空を飛ぶ事に恐怖を感じる。

電車の車掌を職業としている自分にとって、地に足がついていない乗り物はいい気持ちはない。しかし、時間を有効に使うには最高の乗り物だ。旭川に十一時頃到着、一便遅れて上野さんも到着、お互に自己紹介、すぐに気心が合う。さっそく国労旭川地本を訪れる。

川端委員長はじめ役員の皆さんのが快く迎えてくれる。あれつ、どこかで見かけた女性がいる、千葉の船橋で活躍していた須摩子さんである。大木さんも知つていて久しぶりに会えてなつかしさを感じる。大木さんは体形も変わらず昔のままねと云われる。私については肥満になり、同じタイプねと云われ、同感する。旭川地本を後にし、音威子府へ急行で二時間、新緑の中を列車は走り抜け、音威子府に着く。NHKの朝ドラマ「ずずらん」を思い出させる駅である。闘争団の小西さんが車で迎えてくれる。

この日は、闘争団の事務所を訪れ、自己紹介、闘争団からの報告を受け、羊羹工場、木工工場を見学、羊羹工場で働く仲間は、元国労組合員、保線の仕事していたとの事、清潔な仕事場で、作業の工程を見せていただいた。手作りがゆえの大変さを感じる。木工場も工芸品から日用品まで多くの製品を楽しく作業している仲間にたくましさを感じました。

見学後、天塩川温泉へ、道北の小・中学生の野球大会があるらしく子供達でにぎわっている。全員風呂に入つて汗を流す。今日の泊まり場所は、ログハウス。大きな丸太の組み合せ、木のぬくもりを感じる。

夕飯は、闘争団の仲間とバーベキュー交流会。タラバガニ、ツブ貝、水ダコ、ホッケ、宗八ガレイ、シシャモにボタンエビ、アスパラ食べ放題、生ビールで乾杯。仲間の暖かさが伝わる、山盛りのタラバを生まれてこの方食べた事はない。焼いて口にほうばる、うまい！幸せいっぱいである。夜遅くまで話しに花が咲く、遠くから来たのにまつたく緊張感

はない、すぐ親しくなる。

自治労の宗原さんの真冬のイトウ釣りの話は身ぶり手ぶりで笑いのうず、下手な落語を聞くよりおもしろい。食べて飲んで、笑って夜が更ける。明日は岩魚釣りと桜マスに行く事を約束し、散会、ごちそう様！

二日目、天候が危ぶまれたが、私達を歓迎してくれたかのように晴れる。山女魚つりなんても初めて。小西さんに連れられ、天塩川の支流へ。まるで熊の出そうな場所。エサ箱になぜか鈴がつけてあり、人がいる事を（熊に）知らせるものであること。

うつそと繁った木立の下の川へ胴長ぐつを着けて渓流釣りを。流れに乗せて糸を垂らす。要領を得ない、エサが下へ沈んでしまう。引いた、あげたら何と当地では、カジカと呼ぶ、ハゼみたいな魚を釣り上げる。滝野さんは経験者、山女魚をしつかりゲット、きれいな魚である。ただ無心に空気のいい、この地で時間が自然に流れていく事の何ともいえないすがすがしい気持ちである。

場所を移動し、釣り始めようとした矢先、不覚にも足場をハズし、仰向けに川にすべり込む。大木さんに大丈夫かと云われつつも、一瞬呆気にとられ起き上がるまで手間をとる。何とか自力で川から上がりぬれた衣服をかわかす事に。パンツ一丁になつて、木に衣服をかけ休憩…。昼は三ヶ所移動し、モクモクと釣る。全員、最低一匹は獲得、童心に戻つたような一日であった。

夜は闘争団の仲間、家族との交流、ジンギスカン鍋で、小さい子供から奥さん達もゾクゾク集会所へ集まる。十三年間、闘い続けている仲間、家族の暖かさが伝わる。

一人ひとりのスピーチ、苦しい中にも笑いや展望を見失わない力強さを感じる。自分自身の弱さを感じる。私達も共に闘う連帯を交わし、仲間の皆さんに送られ宿へ着く、ぐつり眠る。久しぶりの休息と交流、あらためて共闘の必要性、それは自らの場所で闘い、その闘いを通じての共闘であり、反失業、反合理化の大切さでもあつた。まさに闘いは今からである。闘争団の仲間、家族の皆さん、大変ありがとうございました。また三日間渓流つりや、移動含めて小西さんには大変お世話になりました。あらためてお礼を申し上げます。

（京成労組電車支部執行委員・大嶋 甲三）

ブレーキの機能が失われている

私は、自動車の二級整備士の免状を持つている。自動車を整備するときの原則「エンジンは多少調子が悪くても大丈夫。だが、ブレーキのきかない車は、危険だから絶対走らすな」ということは、自動車や電車の整備に關係する人なら誰でも知っていること。然し、それは自動車や電車の問題だけだろうか？

最近は、「国際・資本」とか「金融・経済」とか「国家・権力」という化け物たちが、破つてはならない鎖を断ち切つて暴れ始めようとしている。このような、化け物たちが破つてはならない鎖を断ち切つて暴れようとするのを押さえるのが労働運動の機能なのに、最近では組合の決起集会はビールを飲んでいるばかりで、ブレーキの機能が失われている。

そんなブレーキの機能が失われている危険な社会の中で、必死にブレーキの機能を展開しているのが、私鉄職場活動者全国連絡会議の仲間たち。理論学習。雇用の権利を守り、労働条件の合理化阻止闘争のため、全国的争議団との連帯・統一行動。仲間たちを弾圧する、企業や資本に対する抗議行動。盗聴法など弾圧法制の阻止行動。反戦・平和・反核闘争。闘争の情報を伝える通信など。

彫刻家ミケランジェロの言葉に「大理石でヴィーナス（女神）を作るのではない。大理石の中にいるヴィーナスを彫りおこし、呼び（覚）さますのだ。」と。

私鉄職場活動者全国連絡会議の仲間たちの闘いは、労働運動を創るのではなく、社会の中にある労働運動の機能（仲間の本音要求を訴える・運動の民主的な実践・社会の危機に対するブレーク機能）を掘り起こし（言葉や理論や活字でなく、体で実践している）呼び（覚）さましている。

しかし、この闘いは容易ではないのに継続されている。その要因は何か。

中国革命の過程での有名な言葉に「天の半分は婦人（最近の表現だと「女子」かな？）が支えている」と言うのがある。私鉄職活の仲間たちの運動を、目に見えない影から（半分）支えている、素敵な婦人たちの存在も見逃すまい。

※本稿は木村哲蔵が以前に書かれたものです。時代は少し変わっているかもしれません。全国で献身する多くの活動家にきっと励ましになるはずです。（編集部）

◇投稿◇ 制服がない！

五月十二日から二〇日まで、私鉄乗務員交流会主催の「オーストラリア大陸鉄道の旅」に参加を致しました。交流会事務局のEさんは、大変な労苦をかけました。私も鉄道で働いて三十三年になります。しかし、その常識を覆すことがありました。

第一点は、シドニーの地下鉄の運転席に添乗させていただいた時の感想です。

その運転士は制服着用ではなくて、ポロシャツの上にセーターを着て、帽子・白手袋はしておりません。信じられないと思いましたが、その後に労組役員の方に案内された乗務員詰所でも、制服着用の人は一人もいませんでした。軍国調のなごりみたいな、日本の鉄道とは大きな異なりがあります。

第二点は、メルボルンから郊外へと向かう車内のことです。

自転車に乗った学生が二人車内に乗り込んできた時のことです。自宅から駅へ自転車に乗り、学校のある駅まで自転車ごと移動し、下車駅から学校まで自転車でということでしょう。

日本の都市鉄道は、「人」を運ぶというより「物」を運ぶというのが現状の超ラッシュです。鉄道で働く一人として参考させられました。そして、職場でも悪評の高い「ドゴール帽」だけでも、なんとかしなくてはと思つてしているところです。

（私鉄労働者T）

◇ 読者からのおたより ◇

さらに闘う

私の分限免職撤回闘争も早十二年が経とうとしています。この間守る会会員及び特別会員としてお支え戴き心から感謝申し上げます。人事院公平審査の結果を受け、新たに司法の場で争うことを決意しましたが、皆様方には再び（新たに）守る会会員及び特別会員としてご支援ご鞭撻を戴くこととなり、誠にありがとうございます。仲間と共に全力で頑張る決意です。（牟田 実）

（編集部より）郵政省の職場は江戸時代の小作人のようにエンサの声でみちています。さらにご健闘を。そして労働運動に変化を与えて下さい。

本物と偽物 総評の崩壊以降の労働運動は個々の思いなど無視して、相互の人間関係すら引き裂く非情なものでした。国鉄闘争はその極みであつたと思います。その昔左派を標榜していた方々は平然と転向し、権力に迎合しています。私に労働運動の大切さ、仲間を作ることの重要性を説いた人の中にもそういう人がいます。

私はこの十三年間の闘いの中でずい分と色々な人間模様を見てきました。相手を信頼する基準がまだ自分の中に確立されていない状況でこの闘いに巻き込まれましたから、極度の人間不信になつた時もありました。本物と偽物（言葉は悪いのですが、相方の見極めは本当に難しいことですね。でも十三年という時間を闘うなかで、自分なりに判断できるようになつた（ならねば））と思います。

（大分・A）

（編集部より）おつしやること、私も痛感しています。さらにご健闘を。時代は必ず動きます。
反戦人権労働センター開設さて、私どもはこの度、昭島地域にて日本が再び侵略戦争の道を歩まないよう、働く者の基本的人権が拡充し、その生活がより豊かになるため、昭島反戦人権労働センターを設立しました。皆様方に御支援をいただきながら地域に根ざしたセンターに育てていきた

いと考えておりますのでよろしくお願ひ申上ります。

（昭島 H）
編集部より タイムリーな企画と実行、楽しみです。ぜひ取材させて。

私の教訓 私は、この選挙戦を通して、先輩や友人の「おもいやりと温かい心」をあらためて学ぶことが出来ました。これを自分の教訓とすることで、皆様の期待に応えていく決意であります。ただいるだけで あなたがそこに ただいるだけで その場の空気が かかるくなる あなたがそこに ただいるだけで みんなのところが やすらぐ そんな あなたにわたしも なりたい（みつを）

私の好きな相田みつを氏の心情を心とし、選挙戦で学んだことと合わせて、今後の活動の糧としていく所存であります。

（群馬県明和町・岡安 俊雄）

和解は決裂 大阪高裁では、昨年の九月二四日の第三回弁論期日以降、左陪席の裁判官が変わったことをきっかけに七回の和解交渉が持たれていましたが、六月二八日、決裂となりました。闘いは新たな局面に入つてきました。今後は自主交渉テーブル開設に向けて学院はもちろん、メインバンクIIあさひ銀行・みやこ信金攻め、関係各所攻めなど質量とともに強化し納得できる解決のため奮闘してまいります。

（京都コンピューター学院労組）

整理解雇の矛盾と不当性をあばく 一九九〇年一月五日、とつじょとして整理解雇が通告され、同年二月に神戸地方裁判所に解雇無効の訴訟を提起し、早くも九年半が経過しました。この間、和解手続きにあてられた期間を差し引いて実質七年の大部分が、被告側申請の土肥証人に対する尋問にあてられてきました。土肥証人への反対尋問で、被告恵泉寮理事会の児童施設廃止と整理解雇のねらいと不当性が次々と明らかになりました。

原告側証人である西さんの証人尋問では、陳述書で解雇当時の経過のすべてを具体的に示し、現恵泉寮理事会がいかに一方的に強引な運営を行つていたかを事実をもつて指摘してきました。今後の日程は、今年十二月までの間に三回の西さんにに対する反対尋問が予定。来年の春には結審、夏には判決という日程も見えてきました。私たちは、この整理解雇の矛盾と不当性を明らかにするためさらに力を尽くす決意です。

（全国一般恵泉寮支部）

判決とILOで世論を作ろう 今高裁で行われている採用差別事件の控訴審では三回の公判で闘争団員が陳述を行いました。これから裁判が本格化するためにやることはいっぱいあります。また十一月には提訴しているILOからも勧告が出る見込みになっています。

（国労・M）

相談窓口つくる 昨年、自殺者は三万二八六三名と過去最悪を記録（警察庁調べ）しました。生活・経済問題が原因とハッキリわかったものだけでも六〇五八人、そして四〇代、五〇代の男性の自殺者が急増していることは、新聞、TV等の報道でご存知のことと思います。これらは、首切り失業不安定雇用自殺、社会保障切り捨て自殺であり、このような不幸な状況をなくすために、その実状を明かし、自殺者を追いつめていた人と構造を告発し、自殺予備軍への救いの相談窓口を作らねばなりません。今年前半の私の課題としようと考えています。

（江東区・武市）

冊子「輝かせいのちーいのちと人権を考える」のすすめ

奈良県の「いのちと平和を考える会」が、『輝かせいのちーいのちと人権を考える』を発行された。多くの仲間が力を合わせ、十八人が「在日朝鮮人と夜間学校」、「反差別の運動と教育」、「労働者の生命と権利」、「障害者とともに」、「いのちと教育」、「食べ物と環境」の多彩なテーマに挑む、まさに手作りの冊子である。

編集者たちの創意・工夫に感心させられるのは、体験談とともにこれまで多彩な資料がタイムингよくのせられていることだ。これら資料は商業紙のみならず、職場新聞、組合新聞、市民団体などで、編集者の視野の広さと関心の深さを示している。

「いのちと人権」が全面的に問われている今、職場、地域、さらには家庭から「いのちと人権」を考える素材を提供してくれる絶好の読み物である。

B5一二〇頁、価格は五百円（郵送は一冊送料二百七十円）。

※お申し込みは 奈良県天理市守目堂町九五一一 天教労事務局気付

「いのちと平和を考える会」 TEL・FAX〇七四三一六一一七五二二